特定非営利活動法人　障がい者より良い暮らしネット
定款

（名称）

第 1 条　この法人は、特定非営利活動法人 障がい者より良い暮らしネットと称す。

（事務所）

第 2 条　この法人は事務所を福岡市中央区荒戸 3 丁目 3 番 39 号に置く。

（目的）

第 3 条　この法人は市民の障害に対する偏見や恐れを軽減し、正しい理解と支援を促し、障害者の安心・安全・尊厳が守られた自立した暮らしと、地域社会との共生が実現する社会をつくる活動を行い、もって公益に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第 4 条　この法人は第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2)　社会教育の推進を図る活動
3)　まちづくりの推進を図る活動
4)　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
5)　子どもの健全育成を図る活動
6)　経済活動の活性化を図る活動
7)　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
8)　消費者の保護を図る活動
9)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第 5 条　この法人は会の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

1)　障害者とその家族の健やかで豊かな暮らしに寄与するための情報提供に関する事業
2)　障害者への正しい理解を促す啓蒙・啓発に関する事業
3)　地域社会との共生社会を実現するための調査研究事業
4)　地域社会との共生社会実現のための基盤整備に向けた企画提案事業
5)　障害者の親亡き後の地域社会での暮らしと尊厳が守られる基盤整備事業
6)　その他、この法人が目的を遂行するために必要と思われる事業

（会員）

第 6 条　この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

1)　正会員：この会の趣旨に賛同し、その目的実現のための事業を推進する個人・団体
2)　応援会員：この会の趣旨に賛同し、その目的実現のために協力・支援する個人・団体

（入会等）

第 7 条　この法人の正会員になろうとするものは、会費の納入により入会できるものとし、入会についての条件は特に認めない。

2.　会員は退会の意思を理事会に伝えることで、任意にこの法人を退会することができる。

（会費）

第 8 条　会員になろうとする人は理事会で別途定める年会費を納入するものとする。

（役員）

第 9 条　この法人には次の役員をおく。

1）理事　3 名以上7名以内

2）監事 2 名以内

2. 理事のうち、1 人を理事長、2 人以内を副理事長とする。

（役員の選任）

第 10 条　役員は総会において正会員の中から選出する。

2.　理事長、副理事長は役員の互選により選出する。

3.　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（役員の解任）

第 11 条　役員が次の各号に該当したときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会をあたえなければならない。

1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。

2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（理事長）

第 12 条　理事長はこの法人を代表しその業務を総理する。

（副理事長）

第 13 条　副理事長は理事長を補佐し、必要とされるときに、理事会が定めた順序によってその職務を代行する。

（理事）

第 14 条　理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決にもとづき、この法人の業務を執行する。

（監事）

第 15 条　監事は、理事の業務および財産の状況を監査する。

（役員の任期）

第 16 条　役員の任期は2年とし再任は妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3. 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（顧問）

第 17 条　この法人に法上の役員のほかに顧問をおくことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3. 顧問は、会の運営について意見を述べることができる。

（総会）

第 18 条　総会は正会員をもって構成する。

2.　通常総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3.　理事長もしくは監事が必要と認めた場合には臨時総会を開催することができる。

4.　総会の招集通知は、開催日の 5 日前までに、書面又は電子メールをもって通知する。

5.　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

（総会の招集）

第 19 条　総会は理事長が招集する。

（総会付議事項）

第 20 条　総会には、次の事項を議決する。

1）前年度の事業報告および決算報告

2）年度の事業計画および活動予算

3）役員の選任および解任

4）定款の変更

5）解散

6）合併

7）その他の重要な事項

（理事会）

第 21 条　理事会は理事をもって構成する。

2.　理事会には、この定款で定めるもののほか次の事項を付議する。

1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

2) 事務局の運営および業務の執行に関する報告の承認

3) その他、総会の議決を要しないこの法人の運営および業務の執行に関する事項

（役員に対する制限等）

第 22 条　この法人では、役員報酬は支払わないものとする。ただし、その役員がその職務を執行するために要した費用についてはこの限りではない。

2.　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3.　法第 20 条の欠格条項に該当するものは、役員に就任することができない。

（議決）

第 23 条　会議の議決は出席者の過半数をもって決める。ただし可否同数の時は議長の決するところによる。

２. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 24 条　正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1）総会の決議があったものとみなされた事項の内容

２）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

３）総会の決議があったものとみなされた日

４）議事録を作成した者の氏名

（事業年度）

第 25 条　この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（定款の変更）

第 26 条　この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

（解散）

第 27 条　　この法人の解散については、法第 31 条に従うものとする。

（残余財産の帰属）

第 28 条　この法人が解散する際に発生する残余財産は、法第 11 条第 3 項に従い、この法人の役員や会員および利害関係人に帰属させず、解散時の総会において選定した者に譲渡する。

（資産）

第 29 条　この法人の資産は、次に挙げるものをもって構成する。

1）前組織よりの繰越金

2）会費

3）寄付金

4）財産から生じる収益

5）事業に伴う収益

6）その他の収益

（会計の原則）

第 30 条　この法人の会計は、法27条各号に掲げる原則に従って行うこととする。

1）　会計簿は複式簿記の原則に従って正しく記帳し、決算書類も適切に表示すること

2）　会計処理の方法は、毎事業年度継続して適用し、みだりに変更しないこと

3）　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする

（情報公開）

第 31 条　次の事項に該当する場合は、これをホームページ等で周知しなければならない。

1）　役員の構成および人数の変更

2）　定款の変更

3）　この法人の解散および合併

（公告の方法）

第 32 条　この法人の公告は、会のホームページに掲示するとともに官報に掲載して行う。

（細則）

第 33 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

設立当初役員

理事長　　服部美江子

副理事長　並松冨美代　樗木律子

理事　　岩本須麻子

監事　　山中祥子

2. この法人の設立当初の役員任期は第 16 条の規定にかかわらず、成立の日から 2013 年 5 月 31 日までとする。
3. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めによるところとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第24条の規定にかかわらず、成立の日から 2012 年 5 月 31 日までとする。
5. この法人の設立当初の年会費は、次の金額とする。

正会員　3,000 円

応援会員 3,000 円

附則

この定款は、平成 24 年 5 月 8 日から施行する。

附則

この定款は平成 26 年 12 月 7 日から施行する。

1. 変更日の属する事業年度は平成 26 年 6 月 1 日より平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附則

この定款は、福岡市長の認証を受けた日（平成 27 年 6 月 9 日）から施行する。